

「デラウェア州における会社補償制度」

第6期 客員研究員

東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター特任研究員

山中利晃

要約

本稿は、日本において会社補償制度の導入に向けた検討がなされている状況を踏まえ、デラウェア州における会社補償制度の現状およびその形成と展開を分析したものである。

デラウェア州において、会社補償制度は DGCL145 条における詳細な規定に基づく法制度として現在では確立されている。同条は、附属定款や契約等による他の定めを排除するものではなく（同条 f 項）、補償の対象になる責任や手続についても詳細に規定している。

具体的には、実体面に関して、会社は、補償を受ける者が誠実に行為し、かつ、その者が会社の最善の利益になるかまたはこれに反しないと合理的に信じる場所に従って行為した場合には、任意的補償として、①第三者（会社以外）に対する責任に関して、取締役、執行役員、従業員等に対し、責任が認められた場合であっても、その費用（弁護士費用を含む）、判決額、和解金等を会社の任意で補償することが認められるとともに（同条 a 項）、②会社に対する責任に関して、取締役、執行役員、従業員等に対し、当該訴訟における防御や和解との関係で実際にかつ合理的に生じた費用（弁護士費用を含む）についても、責任があるとの判決が出されるべき場合を除き、会社の任意で補償することが認められている（同条 b 項）。また、会社に対する責任に関し、責任があるとの判決が出された場合でも、裁判所が決定した場合には補償を行うことが認められうる。さらに、取締役または執行役員が本案で勝訴等した場合には、義務的補償として、実際にかつ合理的に負担された費用（弁護士費用を含む）について、会社は補償を行わなければならないとされている（同条 c 項）。

手続面に関して、以上のうち任意的補償は、当該特定の補償に関して、当事者ではない取締役の過半数等によって決定されるべきことが規定されるとともに（同条 d 項）、返金の約束に基づいて防御費用の前払を会社が任意で行うことができることも明確にされている（同条 e 項）。

さらに、補償の対象にならない責任に対しても会社が会社役員賠償責任保険（D&O 保険）を購入することができることも明確にされている（同条 g 項）。

また、各社の附属定款も一定の役割を果たしており、取締役等に対する保護を上乗せしている上場会社

が多いように見受けられる。特に、①制定法上認められる最大限の範囲で会社が義務的に補償を行う旨を規定する会社や、②返金の約束を条件に防御費用の前払を義務化している会社が多いようである。

このような状況の下で、裁判所の判断も豊富に蓄積されている。特に興味深い点として、①有能な者が取締役等として務めることを促進するという会社補償の政策的な目的が裁判所の立場としても早くから認識され、その判断の中でも度々言及されてきた一方、公序の観点から裁判所が補償に対して一定の制約を課すことも念頭に置かれてきた点、②どの程度の補償を認めるかについて個別的な判断が有益となる場面——特に部分的補償の場面——において裁判所の役割が特に大きく、その判断が蓄積されていることが会社補償制度を支えていると考えられる点、③部分的補償の場面では、部分的補償の額の算定において裁判所が一定の裁量に基づいてその合理的な額を柔軟に決定している点、等が挙げられる。

このような会社補償制度が制定法上明確な形で形成されたのは、1967年改正による。この背景には、取締役や執行役員が訴訟の被告となる危険が意識される中で、同年改正前における制定法では具体的な規定が欠如しており、会社補償を行う際の課題になっていたという面がある。デラウェア会社法改正委員会の検討において、①派生訴訟における和解金を補償の対象とした場合、和解を妨げる効果を有すると考えられたため、DGCL145条b項における補償の対象に和解金は明示されなかったようである。また、②補償の対象にならない責任についても会社がD&O保険を購入することは制定法上の公序と矛盾しないと同委員会が考えた背景として、立案担当者は、意図的な不正に基づく責任を填補する保険約款は実際には作成されないと考えていた。同条に対しては、同年後にもさまざまな改正が加えられつつ、裁判所の判断も蓄積され、現在の枠組みが形成された。

日本において会社補償制度の導入が検討される中で、デラウェア州における会社補償制度は、考察の材料の1つとして参考になる面を有すると考えられる。

以 上

(掲載誌：山中利晃「デラウェア州における会社補償制度」金融商事法ワーキングペーパー・シリーズ (東京大学大学院法学政治学研究科寄付講座「グローバル証券市場法」) 2016-1 (2016年) 1頁～81頁 (同寄付講座ウェブサイト [[http://www.securities.j.u-tokyo.ac.jp/w-papers/2016-1\\_Yamanaka.pdf](http://www.securities.j.u-tokyo.ac.jp/w-papers/2016-1_Yamanaka.pdf)] から取得可能))

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。